

その1▶財政基盤の強化

健全財政へのシフト、入を計り出を制する。

福智町は発足時に約237億6千万円（17年度決算・普通会計のみ）の借金を抱えて船出しました。経常収支比率は100%を超え、約30億に上る巨額滞納金など深刻な課題が山積しています。財政改善は急務です。

01 自主財源の確保と強化

税収の確保に万全を期すと共に、使用料、手数料の見直しを行い、受益者負担の適正化に努める必要があります。

- 1 町税等の収納率の向上
 - 1 税収は、町の主財源の一つであり、収納対策会議を中心として毎年の未収金を最小限に抑えようとすると、収納率向上を重要課題の一つとして取り組み、組織強化（増員等）を図る必要がある。
 - 2 課税客体の的確な把握に努め、滞納整理の適切な実施等により、収納率の向上と税負担の公正・公平を期すべきである。
 - 3 各部署は各々目標数値を定め、信念を持って取り組み、旧町の取納に関わった関係職員との適切な配置が重要である。
- 2 町税等の巨額滞納金の解消
 - 1 適切な人員配置を考慮した特別班を編成し、恒常的に滞納整理に当たるとともに、定期的に収納対策会議を開き、滞納整理の進捗状況および対策等を検討する。
 - 2 類似団体程度の職員配置を行い、それによって生じた余剰人員の一部を徴収業務に集中させる。
 - 3 30億円に上る巨額滞納金の解消については、町長をはじめ全職員総がかりで徴収に取り組み、早期回収を目指すべきである。
 - 4 年度内に支払いをしない滞納者に対しては、延滞金や督促料の徴収等、厳正に対処すべきである。また、滞納金の回収に関する条例の制定等が必要である。
- 3 税負担の公平性の原則に基づき、臨時
- 4 パワーアップ・地域アップ計画の推進
 - 1 イベント事業の効率化を図り、集客につながる条件を整備拡大して活用する。
 - 2 観光ルート（温泉上野焼名所古利等）の企画・整備や伝統芸能の保存、維持を進める。
 - 3 観光路線の企画・設定、鉄道、バス路線とリンクできる町営バス路線の企画・実施の取り組みを進める。
 - 4 福智町独自の特産品（農産物「芸豆」等）の生産・販売についての企画・立案・実施に向けて、積極的に取り組む必要がある。
- 5 投資的経費に関する事項
 - 1 補助事業を優先し、町単費を最小限に抑制する。
 - 2 事業計画（三年間）を作成して緊急性・効果等を精査し、優先順位を決めて行う。計画は毎年見直し、同年度の投資的経費の上限を定めて枠内で事業を行う。同年度で複数の大きな事業を決して行わない。
 - 3 安易に地方債を借りず、見返りがない単独事業債は原則として借り入れしない。
 - 4 その他の経費に関する事項
 - 1 職員配置の見直しによる余剰人員を維持補修業務に当てて経費の削減を図る。
 - 2 行政区長・組長の協力を求め、コミュニティとの疎遠を防ぎ、各地域との均衡を図りながら経費削減に努める必要がある。
 - 3 予算編成・執行体制の改善
 - 1 概算要求の限度額を明示し、編成に当たっては、財政の標準規模を考慮して総枠配分方法を検討する。
 - 2 行政評価委員会の設置し、重要事務事業の評価を行う。その結果について、三役幹部会（課長を含む）に報告し、効果的な財政運営に資する。
 - 3 入札制度の見直し
 - 1 入札監視委員会を設け、一般競争入札を主体として、インターネット入札の導入を検討する。
 - 2 もったいない運動の展開
 - 1 行財政改革推進本部のもとに、もったいない運動の推進を図る。
 - 2 一人ひとりが現状を理解し、できるものから積極的に取り組む。

基 金残高・地方債残高の動向、経常収支比率をみれば、福智町の破たん寸前の財政状況が見えてきます。広報紙で年に一度は「財政特集」を編集発行し、情報公開に努め、財政問題について町全体で考えなければなりません。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は75%〜80%が標準的と言われてきましたが、平成17年度の福智町の経常収支比率は101.5%です。町の第一次指標として、5年以内に県内平均の93.5%までに引き下げるべきです。標準財政規模を勘案しながら財政規模の拡大を抑制し、経常収支比率の適正化を図るとともに、新たな行政需要に対応するために財政の柔軟性を確保して、歳入に見合った歳出削減措置への転換を図る必要があります。

さらに、いずれ導入される新公会計基準で求められている資産・負債を示すバランスシート、事業の行政コスト計算書、一定期間の資金の出入れを示すキャッシュフローの取り組みを真摯に研究し、企業経営的な感覚を常に持つて財政運営にあたるべきです。また、健全・堅実な次年度の予算編成へとつなぐべきです。

全国的な行財政改革の波は、これまでになく自治体への意識改革を迫り、期待するものです。今後、自治体が多岐にわたる改革にやる気を示せるか、その姿勢が問われていることは言うまでもありません。



継者によるチームの結成をする必要がある。当然、行政でもチームを編成し、いずれも、確固たる官民協働の理念に基づいて取り組むべきである。

02 歳出の削減

- 1 人件費に関する事項
 - 1 職員の補充は原則として5年間は行うべきではない。補充しても退職者の1/3以下にとどめ、臨時職員は減員する方向で検討すべきである。報酬等も再度見直す。
 - 2 10年で類似団体並みの職員数にする予定だが、早急に類似団体を下回る職員数の配置を行うべきである。また、各種手当の見直しなども行う必要がある。
 - 3 退職勧奨を適宜実施する。
 - 4 人事評価制度に対応した給与制度の適正化を図る。
- 2 物件費に関する事項
 - 1 消耗品は集中管理を行い、旅費の適正化や各分野の節減に積極的に取り組むべきである。

育てができる町にこそ人が集まり、定住化へと進むものである。そのためには、安定した収入の確保も不可欠であり、若者の雇用の安定促進もあわせて最大課題として取り組む必要がある。財政的には厳しくても、重点施策を吟味し「事業の選択と集中」を徹底することが必要である。

- 3 扶助費に関する事項
 - 1 扶助費は法定の負担のみとし、任意による町単独の扶助費は、減額や廃止などの見直しを行う。
- 4 補助費等に関する事項
 - 1 組織と活動内容を再度精査し、助成金補助金を決定すべきである。将来性もなく活動内容の乏しいところは助成を廃止。
 - 2 公的機関以外の任意団体に対する助成金・補助金は原則廃止すべきである。

- 8 行政評価委員会の構築
 - 1 行政評価委員会を設置し、重要事務事業の評価を行う。その結果について、三役幹部会（課長を含む）に報告し、効果的な財政運営に資する。
- 9 入札制度の見直し
 - 1 入札監視委員会を設け、一般競争入札を主体として、インターネット入札の導入を検討する。
- 10 もったいない運動の展開
 - 1 行財政改革推進本部のもとに、もったいない運動の推進を図る。
 - 2 一人ひとりが現状を理解し、できるものから積極的に取り組む。

